

平成 28 年 2 月 6 日

板橋区地域自立支援協議会
会長 小澤 温 様

板橋区地域自立支援協議会相談支援部会
部会長 中山 眞知子

相談支援部会からの提案

相談支援部会で協議してきた内容から、優先度の高い地域課題を、以下のとおり、提案いたします。

- 1. 板橋区の相談支援ポリシーを作り、オール板橋で相談支援を進めていく**
 - ①地域の従事者が、ポリシーを基に支援し、ぶれない基準として定着させる。
- 2. 板橋区における相談支援の質の確保と、相談支援事業所の計画的な増設のための施策実施**
 - ①相談支援専門員のケース数について、質の確保のため板橋区としての原則（担当数）を明示する。
 - ②相当数以上の支援を行わなくても運営できるような、板橋区独自の加算の創設。
 - ③相談支援専門員の板橋区における新任及び現任研修の実施。
基幹相談支援センターにおける新規事業者、新任相談支援専門員の OJT の実施。
- 3. 基幹相談支援センターの役割と機能の強化、および複数設置**
 - ①地域支援拠点の施策を見据え、増設することで、地域連携強化を図る。
 - ②他区の取り組みに倣い、医療・教育・介護分野との合議体の発足
- 4. 地域支援拠点を見越した先駆的な取り組みの実施**
 - ①基幹相談支援センター及び他相談支援事業所の参画と地域支援拠点づくりの協議会と相談支援部会の連携を図る。

板橋区地域自立支援協議会への報告と提案 (2017.3.14 開催予定へ向けて)

2017.2.16 開催 自立支援協議会 障がい児部会

表 1 子育て・発達障害を含む障害児支援 関連制度の現状 (国・板橋区)

施策対象	根拠法	国 省庁担当部署	板橋区 担当部署
障害児 (発達障害を含む)	障害者総合支援法 児童福祉法	厚労省 社会援護局 障害福祉部 障害福 祉課障害児・発達障害 者支援室	区福祉部障がい者福祉課
親・赤ちゃん	母子保健法 (児福法)	厚労省雇用均等・児童 家庭局 母子保健課	健康生きがい部 健康推進課
保育・子育て支援	子ども・子育て支 援法	内閣府 子ども・子育 て本部	子ども家庭部 子ども政策課/保育サー ビス課
社会的養護	児童福祉法	厚労省雇用均等・児童 家庭局 家庭福祉課	子ども家庭部 子ども家庭支援センター
学齢期(児童・生徒) (幼児を含む)	改正学校教育法	文部科学省	教育委員会 特別支援教育支援係

表 2 子育て・発達障害支援に関連したサービスと機関 (板橋区)

施策対象	区内 担当部署	サービス場所・内容など
障害児 (発達障害を含む)	障がい者福祉課	児童発達支援センター(1)・児童発達支援事 業(4)、放課後等デイサービス(29)
親・赤ちゃん	健康推進課	保健センター(5) 乳幼児健診・育児相談・ 妊婦相談・母と子の会・遊びの会(3) <u>ネウ ボラ(H28～事業)</u> 子ども発達支援センター： 個別相談・子育て支援：親教室・支援者研 修 要対協会議など
保育・子育て支援	子ども家庭部 保育サービス課	保育所 (待機児童 328 人 2016.10) 障害児保育 (249 要支援申請 (新) 58 ・(一時保育)
社会的養護	子ども家庭部 子ども家庭支援センター	子育て相談・親プログラム ショートステイ・トワイライトステイ 要対協会議運営

幼児・学齢期の子ども	教育委員会 学務課（幼稚園） 教育支援センター 文科省（国立）	幼稚園・学校・特別支援教育・特別支援学級・学校（病弱）（知的・肢体・盲・ろう） いじめ・各種相談 学童保育（あいキッズ） <u>障害児枠制限の拡大対応</u>
子ども	子ども家庭部 子ども政策課	子ども子育て支援事業 子育て応援児童館 CAP'S （Children&Parents' Station） （子育て相談(5) 子育て応援教室） <u>26ヶ所（統廃合）</u>

自立支援協議会全体会へ報告と提言（自立支援協議会障がい児部会・発達ネット）

板橋区地域自立支援協議会への提案（2017.3.14 開催予定へ向けて）

2017.2.16 開催 自立支援協議会 障がい児部会

1 療育支援体制のさらなる整備をお願いします。

区内の療育機関（児童発達支援センター・児童発達支援事業）は著しく不足しています。

- ・療育機関の開設の推進をお願いします。また、
- ・保育園・幼稚園等への支援強化（インクルージョンの推進）をお願いします。

・放課後等デイサービス事業は、肢体不自由児・「医療的ケア」を必要とする児を含む重度障害児向けの事業所の充実と児童の発達特性に配慮した支援プログラムの作成とその実施をお願いします。

2 板橋区の障害のある子どもない子ども、社会的養護の必要な子どもすべての子どもが大切に守られ育つ、子育てできる、支援システムの構築をお願いします。

児童福祉法・子育て世代包括支援、子ども子育て支援新制度の下、保健・福祉・障害福祉・教育・医療の分野を超えた連携の強化と支援システムの構築をお願いします。

3 就学前の児童の発達支援の内容（障害児発達支援利用計画書）の充実と療育機関での活用、および就学に向けての学校への移行支援など縦の連携の参考資料と利用できる充実・活用の推進をお願いします。

4 支援者と関係機関を繋ぐコーディネーターの役割の人の専門性の向上に向けた研修の充実をお願いします。